

宮崎南ヘルパー派遣センター重要事項説明書

介護予防 日常生活支援総合事業 第1号訪問事業

(令和7年 4月 1日現在)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛鍼福祉会
- (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市加江田4514番地2
- (3) 電話番号 0985-65-2828
- (4) 代表者氏名 理事長 辻本 瑠璃子
- (5) 設立年月日 平成6年 3月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 介護保険法に基づく介護予防訪問介護および第1号訪問事業
指定年月日 平成18年4月1日指定
指定番号 宮崎県 第4570100448号
- (2) 事業の目的 当事業は、介護保険法の理念に基づき「日常生活の基本動作が
ほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した「自立支援」
と「目的指向」のサービスを提供し、ケアマネジメントを図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 宮崎南ヘルパー派遣センター
- (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市加江田4540番地3
- (5) 電話番号 0985-65-2881
- (6) 事業所管理者氏名 日高 陽子
- (7) 開設年月日 平成7年 8月 1日
- (8) 当事業所の運営方針
 - ※ 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力
に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、
その他の介護の生活全般にわたる予防援助を行う。
 - ※ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの
綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする
 - ※事業計画や財務内容など当法人の情報公開規定により閲覧することができます。

(9) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業を併設して実施しています。

【介護老人福祉施設】 平成12年 2月21日指定 80人定員
(特別養護老人ホーム) 指定番号宮崎県第4570100943号

【短期入所生活介護】 平成12年 2月21日指定 20人定員
(ショートステイ) 指定番号宮崎県第4570100943号

【通所介護】 平成11年11月22日指定 30人定員
(デイサービス) 指定番号宮崎県第4570100695号

【居宅介護支援事業所】 平成11年 9月10日指定
指定番号宮崎県第4570100349号

【地域包括支援センター】 宮崎市より委託事業

【ケアハウス】 平成7年 4月 1日開設
宮崎県シレイ239-952

3. 実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 宮崎市(佐土原町、高岡町をのぞく)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8:30～午後5:30
サービス提供時間	24時間体制(予防については8時から18時)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職として、以下の職種の職員を配置しております。

管理者	サービス提供責任者	訪問介護員
1名(兼務)	3名(介護福祉士3)	約30名(介護福祉士3割以上)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

以下のサービスについて、利用料金は介護保険負担割合証に応じて介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

○身体介護

入浴・排泄・食事等の自立に向けての支援を行います

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上において、支障が生じる部分について自立できるようその方法を一緒に考えます。

原則、ご家族同居や同敷地内にお住いの場合はご利用いただけません。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、訪問型サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定められます。実施した内容等は記録され、本人の申し出により開示します。

①身体介護

○入浴介助

ご自身での安全な入浴、保清のための方法を一緒に考え支援します。

○排泄介助

安全なトイレ利用や失禁の予防、対策等についての方法を支援します。

○治療食や食形態の工夫

食事の摂取形態や治療食の調理がご自身でできるよう支援します

○口腔ケア

口腔ケアについて一緒に考えご自身でできるよう支援します。

○外出介助

安全な外出の方法を一緒に考えます。

②生活援助

○調理

ご契約者がご自身で調理出来るようその方法を支援します。

○洗濯

ご契約者がご自身で衣類等の洗濯を行えるようその方法を支援します。

○掃除

ご契約者がご自身で居室の掃除を行えるようその方法を支援します。

（生活援助において日常行なわれる家事の範囲を超える援助はできません。）

○買い物

買物がご自身で行えるようその方法を支援します

〈サービス利用料金〉

利用にかかる料金は次のとおりです。

サービス名称	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
サービスの 内容	週1回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	週2回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	週2回を超える程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援2)
基本利用料	11,760円/月	23,490円/月	37,270円/月
利用者負担 (1割)	1,176円	2,349円	3,727円
利用者負担 (2割)	2,352円	4,698円	7,454円
利用者負担 (3割)	3,528円	7,047円	11,181円
初回加算	初回及び2ヶ月を空けてのご利用の場合 2000円/月(利用者負担は1割)		
生活機能向上 連携加算	訪問リハビリテーションの専門職による共同での計画、実施、評価 1000円/月 (初回から3か月間、利用者負担は1割又は一定の所得以上は2割)		
介護職員等 処遇改善加算	上記利用金額の24,5%加算されます		

- ☆ 「サービスに要する時間・回数」は、そのサービスを実施するために介護予防ケアマネジメントに基づき訪問介護計画書に決定されたものとなります。
- ☆ ①月の途中で利用開始の契約を締結した場合、契約日を起算日とした日割り請求。
②月の途中で契約を解除した場合、契約解除日を起算日とした日割り請求。
- ☆ 月の途中での区分変更やショートステイ利用の場合は相当日の応分となります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超える分のサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります

②ケアマネジメント及び訪問介護計画書に記載のない訪問介護サービス

ケアマネジメントに基づかない訪問介護サービスはお受けいたしかねます。

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し1km：30円の交通費を頂きます。

(5) 駐車場料金

利用されるにあたり、駐車場がなく、やむなく有料駐車場を利用する場合には、駐車場の実費を頂きます。

(6) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヵ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月の15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 自動振込み

お申し出の銀行口座より自動的に引き落とされます。(翌月20日引き落とし) 口座振替決済の振替手数料(99円)を利用料と一緒に引かせて頂きます。

② 事業所への振込み

当宮崎南ヘルパー派遣センターへの振込みの場合は下記へお振込みください。(但し、振込み手数料は自己負担です)

銀行名	宮崎太陽銀行 青島支店
口座番号	普通 1006654
口座名義	宮崎南ヘルパー派遣センター

③ 集金(サービス提供責任者が伺います)

(7) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。(但しご契約者の体調不良等の場合はこの限りではありません)

利用当日の時間に留守の場合(連絡のない場合) 1,000円頂きます

ヘルパーが伺ってキャンセルの場合 1,000円頂きます

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません

- ② 事業者からの訪問介護員の交替
事業者の都合により、訪問介護員を交替する事があります
訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします
- (3) サービス実施時の留意事項
- ① 定められた業務以外の禁止
契約者は「5. 当該事業者が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません
- ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令
サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします
- ③ 備品等の使用
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます
- (4) サービス内容の変更
サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。
- (5) 訪問介護員の禁止事項
訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。
- | |
|--|
| <p>①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
⑥その他契約者もしくはその家族等の行う迷惑行為
⑦訪問介護員運転による自動車への同乗</p> |
|--|
- (6) 体調急変、事故等緊急時は生命を第一に定められた緊急連絡先に連絡をし対処致します。対処後遅滞なく保険者（宮崎市）へ報告いたします。

7. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選任しています。
虐待防止に関する担当者：管理者 日高 陽子
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

10. 業務継続計画の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情原因の把握
受付者は管理者に報告し、管理者が指揮を執り、必要な従業員を招集し、原因の究明を行う。また、速やかに当該利用者と連絡をとる。
 - 検討会の実施
問題の原因の対応について検討会を開催し、再発防止に努める。また、検討会の内容を記録し、すべての従業員に周知する。
 - 相談・報告
必要に応じて、宮崎市介護保険課、国保連合会、地域包括支援センターに報告、相談を行う。

(2) 苦情申し立ての窓口

当事業所への苦情やご相談は平日 8 : 30 ~ 17 : 30 に承ります。

宮崎南ヘルパー派遣センター	0985-65-2881
担当	サービス提供責任者：松本 由美
社会福祉法人愛鍼福祉会	0985-65-2828
担当	事務長：日高 徹也
宮崎市介護保険課	0985-21-1777
国保連合会	0985-35-5301

12. サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 有 無

実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利用者へのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

立会人住所

氏名
続柄

印